

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第4号

答申番号：令和6年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府知事（以下「処分庁」という。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当の認定の請求を行った審査請求人に対してなした令和5年1月5日付け特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和4年11月7日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく特別児童扶養手当の認定請求を行った。
- 2 令和5年1月5日、処分庁は、審査請求人の子（以下「対象児童」という。）が法第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる障害児に該当しないとして、本件処分を行った。
- 3 令和5年4月4日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、対象児童の日常生活における「落ち着きがなく、部屋の中を走り回る。」、「食事等1つの事に集中できない。」、「単語程度しか話せず、言葉を発しても内容は理解できないことが多い。」等の行動（以下「日常困難行動」という。）に困っていることから、本件処分は不当であるため、取消しを求めるといものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるといものである。

- (1) 本件処分は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第3項及び特別児童扶養手当等の支給に関する別

表第3における障害の認定について(昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)に基づいて障害の認定について審査し、本件処分を行ったものであり、本件処分は、適法かつ適正なものである。

(2) 審査請求書に記載されている対象児童の行動については、診断書に記載がなく、認定の判断材料とすることはできない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものである。

第5 法令の規定等について

1 法第3条第1項は、特別児童扶養手当について、「障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき」等に支給する旨を規定し、法第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定し、同条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定している。

2 局長通知別紙特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領(以下「認定要領」という。)2の(4)は、障害の認定について、「特別児童扶養手当認定診断書(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号)及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真(以下「診断書等」という。)によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。」と定めている。

3 認定要領3の(2)は、障害の状態を審査する医師について「障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるので、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること。」と定めている。

4 認定要領別添1特別児童扶養手当障害程度認定基準(以下「障害認定基準」という。)第7節の2のDの(2)は、各等級に相当すると認められるものとして、1級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」と、2級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示している。

加えて、「精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

さらに、障害認定基準第7節の2のDの(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 対象児童が令第1条第3項に規定する障害等級に該当するか否かについて、審査請求人は、対象児童が障害等級のいずれかに該当する程度の障害を有していると考えるところ、処分庁は、審査請求人から提出のあった特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）の記載内容等から、いずれの障害等級にも該当しないと判断している。

イ 診断書において、「⑧発達障害関連症状」については「特になし」と記載されており、「⑪問題行動及び習癖」については記載がない。

また、「⑬日常生活能力の程度」については、食事や入浴等において半介助や全介助が必要であり、「⑭要注意度」において「常に嚴重な注意を必要とする」という記載はあるが、2歳という低年齢であることも考慮し、前記の内容も踏まえて総合的に判断した結果、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものである1級、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の2級のいずれにも該当しないと認定したものであり、この判断に誤りはない。

ウ 処分庁は、認定要領に基づき、小児科の嘱託医による審査を行っている。

エ 以上より、令第1条第3項及び認定要領に従って決定された本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年6月26日 審査庁が審査会に諮問

令和6年7月4日 第1回調査審議（第1部会）

令和6年9月4日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年9月4日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件審査請求において、審査請求人は、対象児童が日常困難行動を行っていること及び診断書において医学的総合判定が中度であると診断されていることから、特別児童扶養手当の支給対象となる中程度以上の障害を有すると考えているものと考えられる一方で、処分庁は、診断書の内容を小児科の嘱託医の審査により、中程度以上の障害はないと判断している。

そのため、対象児童が令第1条第3項に規定する障害等級に該当しないと処分庁の判断について、その審査過程に法令等の適用上の誤り又は不当な点がないかどうかを以下検討する。

2 本件処分の検討

(1) 前提として、認定要領2の(4)において、障害の認定については、「特別児童扶養手当認定診断書(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号)」によって行うと規定されており、本件処分に係る障害の認定においても診断書の内容から障害の程度を判断したことに違法・不当な点はない。

(2) また、認定要領3の(2)において、障害の状態を審査する医師については、「障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるため、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること」と規定されているところ、処分庁は、専門的な知識を有する小児科の嘱託医による審査を行っており、認定要領に従った審査を行っている。

(3) 障害認定基準第7節の2のDの(2)では、「精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」と規定しているところ、診断書の記載では、発達指数を示すDQは○であり、発達指数の基準ではいずれの級にも該当しないと判断したことに、違法・不当な点はない。

なお、処分庁の弁明書によれば、知能指数と発達指数については、大きな違いがなく、発達指数を知能指数と同様に取扱うことに差し支えはないとされている。

(4) 審査請求人は、対象児童が日常困難行動を行っていると主張するが、診断書において、「⑧発達障害関連症状」については「特になし」と記載されており、「⑩問題行動及び習癖」についても記載がなく、処分庁は診断書を基に障害の程度を認定することを踏まえれば、当該日常困難行動は認定に当たっての判断材料とはならないとした処分庁の判断に違法・不当な点はない。

(5) 障害認定基準第7節の2のDの(2)は、各等級に相当すると認められるものとして、1級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」、2級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示している。

また、診断書においては、「⑬日常生活能力の程度」については、食事や入浴等

において半介助や全介助が必要であり、「⑭要注意度」において「常に嚴重な注意を必要とする」とした上で、「発達年齢が1歳2ヶ月のため、危険予測が困難でほぼ全ての作業に見守りを要するため」として、医学的総合判定を中度と判定している。

(6) この点、処分庁においては、小児科の嘱託医の審査により、対象児童の発達指数はDQ〇であるため、知的障害は軽度であり、軽度発達遅滞のみであること、対象児童の日常生活能力の程度が「常に嚴重な注意を必要とする」状態にあるのは、2歳という低年齢であることを考慮すると年齢相応であることが示されており、その審査に基づいて本件処分を行っている。低年齢児の行動について、それが年齢によるものなのか、障害によるものなのかの判断を専門的な知見を持つ専門医以外が判断することは困難であるところ、処分庁においては診断書の内容を総合的に審査して判断していることから、対象児童について障害等級のいずれにも該当しないと認定した処分庁の判断に不当な点はない。

3 その他

理由付記について、本件処分に係る却下通知書添付の「「特別児童扶養手当」診断書の判定結果について」には、認定請求の却下の理由として、対象児童は、知的障害があるものの軽度であり、その他発達障害関連症状や問題行動等はみられないことから、総合的に中程度の障害には至らないとの記載がある。本件認定に当たっては、前記のとおり障害の程度について診断書の内容を総合的に審査して判断しているところ、障害認定基準への本件事案の当てはめに係る記載については、より詳細に説明することが望ましいとはいえるものの、当該事項をもって本件処分が違法・不当なものであったとはいえない。

4 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等に照らして適切になされたものと認められる。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	英巳